

平成23年5月30日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区永田町二丁目4番8号
ニッセイ永田町ビル7階
ビ・ライフ投資法人
代表者名 執行役員 瀧 美知男
(コード番号: 8984)

資産運用会社名

大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤田 剛
問合せ先 財務企画部長 漆間 裕隆
TEL. 03-3595-1265

再生債務の適用利率決定に関するお知らせ

ビ・ライフ投資法人(以下、「本投資法人」といいます。)は、ニューシティ・レジデンス投資法人から承継した再生債務の適用利率に関し、下記のとおりお知らせします。なお、今回より、適用利率の表示方法を変更しています。

記

1. 再生債務の内容

(1) 再生債務

弁済元本額	22,782,799,891円	再生債権者	株式会社あおぞら銀行、中央三井信託銀行株式会社、農林中央金庫、住友信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行、三井住友海上火災保険株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社日本政策投資銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社千葉銀行、株式会社北洋銀行、第1回投資法人債権者、第2回投資法人債権者、第3回投資法人債権者
適用利率(注1)	基準金利(全銀協3ヶ月日本円TIBOR)+0.90%(変動金利)		
弁済期限	平成25年1月31日		
担保	無担保		
弁済元本額	22,782,799,891円		
適用利率(注1)	基準金利(全銀協3ヶ月日本円TIBOR)+1.00%(変動金利)		
弁済期限	平成26年1月31日		
担保	無担保		
弁済元本額	22,784,251,003円		
適用利率	年率1.72553%(固定金利)		
弁済期限	平成27年1月30日		
担保	無担保		
弁済元本額合計(注2)	68,349,850,785円		

(注1)・利払日は、毎年2月、5月、8月、11月の各末日及び元本返済期日(各当該日が営業日以外の場合はその前営業日)です。

・利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、前回利払日の前営業日における全銀協3ヶ月日本円TIBORとなります。(本日現在の全銀協3ヶ月日本円TIBORは、0.34%です。)

- ・全銀協の日本円 TIBOR については、全国銀行協会のホームページ<http://www.zenginkyo.or.jp/tibor/>でご確認いただけます。

(注2) 内訳は、再生債務（借入金）45,441,101,815 円及び再生債務（投資法人債）22,908,748,970 円です。

(2) 別除権付再生債務

弁済元本額	16,019,513,572 円	別除権付 再生債権者	中央三井信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行、住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社りそな銀行、株式会社百五銀行
適用利率(注3)	基準金利(全銀協3ヶ月日本円TIBOR) +1.10%(変動金利)		
弁済期限	平成24年1月31日		
担保	有担保		

(注3)・利払日は、毎年2月、5月、8月、11月の各末日及び元本返済期日（各当該日が営業日以外の場合はその前営業日）です。

- ・利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、前回利払日の前営業日における全銀協3ヶ月日本円 TIBOR となります。（本日現在の全銀協3ヶ月日本円 TIBOR は、0.34%です。）計算期間が3ヶ月に満たない場合は、別途契約に定められた方法により算出されます。
- ・全銀協の日本円 TIBOR については、全国銀行協会のホームページ<http://www.zenginkyo.or.jp/tibor/>でご確認いただけます。

以上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.blife-reit.co.jp/>